

(資料15)

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市地域活動支援センター指定管理者

船橋市地域活動支援センター施設・設備等に係る滅失損傷報告書

船橋市地域活動支援センターの管理にあたり、施設・設備等について下記のとおり滅失または損傷したため、船橋市地域活動支援センターの管理に関する基本協定書第19条第1項の規定に基づき報告します。

記

1. 対象施設・設備等	名称			
	メーカー		型番	
	サイズ		重量	
	場所			
2. 状況の別	一部損壊(修繕可能)	一部損壊(修繕不可能)		
	全部損壊(修繕可能)	全部損壊(修繕不可能)		
	紛失	盗難 警察への届出		
	その他(災害等)	その理由		
3. 事案内容及び対応方法 (事案内容がわかるような写真を添付すること。A4判用紙に2~4の写真を掲載。モノクロ可)				
4. 修繕不可能の場合はその理由				
5. 事案発生による問題点				

<添付資料確認欄>

チェック欄	添付資料	要否の別
	事案内容がわかる写真	必要
	見積書	必要
	当該設備・物品等のカタログ	必要に応じて
	修繕等内容説明書	必要に応じて

(資料15の2)

船保総第 号
年 月 日

船橋市地域活動支援センター指定管理者 様

船 橋 市 長

船橋市地域活動支援センター施設・設備等に係る滅失損傷について

令和 年 月 日付けで報告のありました、滅失損傷した下記施設・設備等について、下記のと
おりの対応とすることを了承いたします。

なお、修繕する場合は、船橋市地域活動支援センターの管理に関する基本協定書第18条第5項の
規定により、指定管理者が負担するものとします。

記

1. 対象施設・ 設備等	名称	
	対応方法	廃 棄 ・ 修 繕
2. 対象施設・ 設備等	名称	
	対応方法	廃 棄 ・ 修 繕
3. 対象施設・ 設備等	名称	
	対応方法	廃 棄 ・ 修 繕
4. 対象施設・ 設備等	名称	
	対応方法	廃 棄 ・ 修 繕